

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 文書通信交通滞在費の使途の報告及び公開

1 議長、副議長及び議員は、文書通信交通滞在費の使途をその属する議院の議長に報告しなければならないこと。  
(第九条第三項関係)

2 議長は、1による報告に係る文書通信交通滞在費の使途を公開しなければならないこと。

(第九条第四項関係)

第二 文書通信交通滞在費の日割計算による支給

文書通信交通滞在費について、月の途中で任期が開始した場合又は月の途中で任期满限、解散、死亡等の事由が生じた場合には、日割計算によって支給すること。  
(第十一条関係)

第三 施行期日等

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日の属する月の翌月の初日（公布の日から起算して三月を経過した日が月の初日であるときは、その日）から施行し、第一は、この法律の施行の日以後に支給を受ける文書通信交通滞在費について適用すること。  
(附則関係)

◎ 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表  
 ○ 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第九条 各議院の議長、副議長及び議員は、公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等のため、文書通信交通滞在費として月額百万円を受ける。</p> <p>2 前項の文書通信交通滞在費（以下「文書通信交通滞在費」という。）については、その支給を受ける金額を標準として、租税その他の公課を課することができない。</p> <p>3 議長、副議長及び議員は、両議院の議長が協議して定めるところにより、文書通信交通滞在費の用途をその属する議院の議長に報告しなければならない。</p> <p>4 議長は、両議院の議長が協議して定めるところにより、前項の規定による報告に係る文書通信交通滞在費の用途を公開しなければならない。</p> <p>第十一条 第三条から第六条までの規定は文書通信交通滞在費について、第九条第二項の規定は第八条の二の議会雑費並びに前条第一項の特殊乗車券及び航空券について準用する。この場合において、第四条第二項及び第五条中「当月分」とあるのは「日」と、第四条の二中「第二条、第三条又は前条第一項」とあるのは「第十一条に</p>	<p>第九条 〔同上〕</p> <p>2 前項の文書通信交通滞在費については、その支給を受ける金額を標準として、租税その他の公課を課することができない。</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>第十一条 第三条から第六条まで（第四条の二を除く。）の規定は第九条の文書通信交通滞在費について、第九条第二項の規定は第八条の二の議会雑費並びに前条第一項の特殊乗車券及び航空券について準用する。この場合において、第三条及び第四条第一項中「日」とあるのは、「当月分」と読み替えるものとする。</p>

「において準用する第三条、前条又は次条」と読み替えるものとする。